

子どもたちがすこやかに暮らせる未来のために  
市民の自由な言論のために

NO. 10 2015. 6. 4



MAMOROU 放射能を考える佐久地区連絡会ニュー

事務局：佐久市岩村田 543 t/f 0267-67-3595 Email sakuch06@yahoo.co.jp  
裁判用 URL <http://housyanousaku.web.fc2.com/top.htm> ←広げてください

## 2社の猛反撃で事態は緊迫！

ひとりでも多くの方の傍聴参加が  
裁判の結果につながります！！

最新情報

■5月27日イーステージ判決、突然の延期！7月2日の再度口頭弁論決定！

■フジコーポ新弁護士を加え高裁に500枚を越す新たな証拠書類を提出！

### 波乱含みの東京高裁での裁判

5月27日はイーステージ判決予定日でした。4月27日、高裁の裁判長が、「判決は5月27日です。」はっきりと宣言しました。

5月25日、東京高裁からの事務連絡。

「弁論を再開します。」判決予定日2日前の、突然の連絡でした。

○原判決争点2「相当性の抗弁」について、その具体的主張を確認しておきたい。

○行為時の行為者の認識を整理して提出すること。

保田弁護士によれば、判決2日前にこのような連絡が来ること、これは異例の事だそうです。

判決文は通常、1週間前くらいにはすっかり準備が出来ているそうです。判決文は変更される可能性が高いようです。

次回口頭弁論は7月2日（木）、11時30分から第817号法廷です。

6月10日（水）フジコーポレーション裁判 午後1時30分から第825号法廷です。

今回、新たに弁護士が加わり、65ページに渡る控訴理由書と、新たに、500枚を超える証拠書類が提出されました。控訴理由書に書かれている主旨は、私が悪意に満ちた人間であり、舞い上がりは、焼却灰の舞い上がりでない事、湯気であることを事を知っていてブログに記載した。と言うものです。上田地裁では出て来なかった、元会長、山口藤吉郎氏、元区長、土屋佳生氏の陳述書が出て来ています。力の入っている理由のひとつは、4月に行なった、御影区でのチラシ配布にもあるようです。元会長が、「連絡会の活動が近隣の農作物に風評被害を及ぼす。」と言っています。

どちらの裁判も、簡単には終わらせてくれないようです。

憲法で保障された表現の自由は、名誉棄損のはざまに押しやられてしまうのでしょうか。大事なのは一企業の利益か住民の安全なのか？

しっかりと準備、打ち合わせをして、裁判に臨みたいと思います。

長岡直仁

「あなたがすることのほとんどは無意味であるが、それでもしなくてはならない。そうしたことをするのは、世界を変えるためではなく、世界によって自分が変えられないようにするためである」(マハトマ・ガンジーの言葉)

東京高裁の裁判の傍聴へお誘いします。長野からは1日がかかりになりますが、バスも出ますし、一緒に行きませんか？ 裁判自体は短時間で終わってしまうと思いますが、静かに傍聴席に座って「自分はここにいるよ」と意志表示しましょう。原告や裁判所に対するアピールでもありますが、仲間のために。なによりも自分自身のために。世界によって変えられないために。

「どうせ何をしても変わらないよ」と思っているひと、間違いです。今や、何もしないと勝手に変えられてしまう世界です、それも悪い方に。だから何かしなくてはいけない、心まで曲げられてしまわないように。同じ心を持った人たちがいるのを確かめるために。

一審では勝訴しましたが、相手は控訴して、舞台は東京高裁に移りました。先日5人で上京し、保田弁護士と打合せをおこなってきました。

Eステージ裁判は既に4月27日に行われ結審、5月27日に判決の予定でしたが、判決の2日前に裁判所から異例の変更連絡があり、7月2日に裁判(弁論)が行われることになったということです。(裁判所からは準備書面の提出を求められています。)

フジコーポレーション裁判は予定どおり6月10日に開かれます。原告は弁護士を増やし、大量の書面を提出し、2人の証人申請も行っています。保田弁護士によると「相手は、やる気になっている」とのことです。

6月10日と7月2日は東京へ、裁判へ出かけましょう。この裁判の行方に注目していると伝えましょう。沈黙の監視人(サイレント・ウォッチャー)になりましょう。ガンジーの神髄は非暴力よりも不服従です。暴力的行為によっても意志は変えない、諦めない、という思いを新たにするために。

## フジコーポ裁判東京高裁傍聴ツア

6月10日(水) 浅間会館 8:30 発 18:00 頃帰

着

公判 午後1時20分～南吉直裁第205号民事

### 編集後記

長岡、I氏の文のように、前例がないような突然の口頭弁論の再開。考えられることの一つは原発事故による放射性廃棄物の扱いには裁判所も神経質になっているのではないかとことです。福島で本格的になる中間貯蔵、最終処分場問題にも関わることでありますから。それだからこそ今、市民の健全な感覚を発信し続けていかなければなりません。6月10日東京高裁には以前力強いメッセージを頂いた鎌仲監督も来てくれるそうです。公判後には保田弁護士の説明もありますので多数の傍聴にご協力お願い致します。F, Y

### カンパ振込先

●郵便口座  
番号：00580-7-85355  
名称：放射能を考える会  
●他行からの振り込み  
店番：〇五九  
当座口座 番号：0085355  
ご協力ありがとうございます。  
うございます。